

事業者向けQA集 (豊橋市)



電子印鑑なら
GMOサイン

Q

署名依頼メール受信から署名を行うまでの期限はありますか。

A

GMOサインのシステム上、署名依頼メール受信から30日間が有効期限になります。30日間を過ぎてしまいますとURLが無効化されます。

Q

締結済みの電子契約書をダウンロードする期限はありますか。

A

両者の電子署名が完了すると、「電子署名完了のお知らせ」メールが届きます。記載されているURLから締結済みの電子契約書データが何回でもダウンロードが可能です。なお、ダウンロードできる有効期限は14日間です。この期間に忘れずにダウンロードを行ってください。

Q

締結済みの電子契約書を紛失した場合、再発行はできますか？

A

14日間以内は何回でもダウンロードが可能です。14日を超過してダウンロード出来なくなった場合は、当該案件の工事担当課にご連絡ください。

Q

電子契約利用申出書の「利用するメールアドレス」欄には、どのメールアドレスを記載すればいいですか。

A

(1) 契約締結権限者（電子契約の最終署名者として登録されます。）
記載されたメールアドレスをもとに契約者の本人確認を行い、署名を行います。本人性を担保するため以下のいずれかのメールアドレスを記載してください。

- ・ 社内規定等により電子契約に使用すると認められたメールアドレス
- ・ 代表者の個人メールアドレス
- ・ 代表者から契約の締結を委任された者の個人メールアドレス

(2) 担当者（電子契約の署名者として登録されます。必要ない場合は空欄としてください。）

担当者欄を記載した場合、契約締結権限者の署名前に契約内容を確認する2段階認証となります。契約事務担当者等の個人メールアドレスを記載してください。

Q

契約締結証明書はGMOサインのアカウントを作成しないと取得できないのでしょうか。

A

契約締結済み文書の契約締結証明書の発行を行う場合はアカウント作成が必要となります。アカウント作成についての詳細はGMOサインにお問い合わせください。

Q

アカウント作成前に契約締結した契約書を、その後で作成したアカウントに保管することは可能ですでしょうか。

A

「電子署名完了のお知らせ」メールが届いてから30日以内にアカウントに紐づけを行えば、保管することが可能です。詳細はGMOサインにお問い合わせください。

Q

事業者は電子契約を行うに当たり、費用が発生するのでしょうか。

A

電子契約システムにて契約締結を行う場合、事業者様の費用負担はございません。

Q

事業者は電子契約を行うに当たり、パソコン・スマートフォン等にソフトをインストールする必要はありますか。

A

電子契約システムにて契約締結を行うに当たり、パソコン・スマートフォン等の事前設定は不要です。

Q

電子契約書には収入印紙は必要ないということでしょうか。

A

電子契約書には課税されませんので、電子契約で締結した場合は、収入印紙は不要です。

Q

締結済み文書(PDF)のファイル名を変更した場合は改ざんとみなされますか。

A

ファイル名を変更しただけでは、改ざんとはみなされませんのでご安心ください。

Q

電子契約を締結後、その案件に対して契約変更を行う場合は、どのようにするのでしょうか？

A

変更契約を締結することになりますが、豊橋市は電子での変更契約には対応していないため、紙の契約書を用いて変更契約を締結することになります。

Q

オープンカウンタは電子契約の対象となりますか？

A

契約金額が100万円を超える場合はオープンカウンタも電子契約の対象となります。オープンカウンタで電子契約を希望する場合は、落札決定から2営業日以内に「電子契約利用申出書」を電子メールにて提出してください。（申出がない場合は、紙による契約書を作成します。）

電子による契約締結の流れについては、「電子契約事業者向け説明資料動画」をご覧ください。